

## 社会福祉法人「蘇南会」

### 令和 7 年度 経営方針並びに事業計画

特別養護老人ホーム矢部大矢荘  
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所  
矢部大矢荘通所介護事業所復健館  
矢部大矢荘居宅介護支援事業所  
ケアハウス光露館  
生活困難者に対する支援事業  
社会福祉の増進に資する人材育成事業

---

#### 社会福祉法人 蘇南会 基本理念

### 『 老後の尊厳ある暮らしを支える 』

---

近年、介護の世界でも「生産性の向上」が謳われ始め、本格的な取り組みを行う必要が出てきた。「介護の生産性」とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化を進めると共に、介護サービスの質の向上を図るというものである。介護現場に相応しくない言葉に翻弄されることもあったが、一つ一つできることを積み上げることで、利用者、職員にとってよりよいケアにつながられたらと考える。

新型コロナウイルスによる入所制限の影響を解決すべく、数年間稼働率向上を目標に挙げていたが未だ定員割れが続いている。回復の見込みが立たない原因は、過疎化、高齢化問題のみならず、山都町には人口に対し多数の入所施設があり、そのため、どの施設も入所者の獲得に苦しんでいることが分かってきた。令和 6 年 11 月の実地指導監査でも経営悪化が指摘され、経営方針を見直さざる負えなくなっている。

そこで、今年度は将来的な山都町の動向を自ら予測し、地域福祉の受け皿としての機能を果たすために、長期的に法人が存続していく術を模索することが喫緊の課題であると考えます。

まずは、「生産性の向上」にもあるように業務の効率化を図り、現場職員に安全で無駄のない環境を整える必要がある。

また、存続のため方向性に変化が伴うとしても、福祉の担い手となり、地域に必要とされる施設として信用信頼を損なわぬよう、職員一丸となってケアの質の維持、向上に努めていきたい。

## 1. 特別養護老人ホーム矢部大矢荘運営方針並びに事業計画

### 全体目標：

今年度は「生産性の向上」に取り組み、業務の効率化を第一の目標に掲げる。ハード面では、円滑な動線の確保や有効的な物品配置の工夫等、ソフト面では部署内での業務の効率化、また、看護と介護、生活相談員の業務分担の見直しなどに取りかかる。

まず、入所者数の減少により漫然と分散していた業務を集約できるように、4月よりこもればユニットを閉鎖し9ユニットを8ユニットにする。

また、4月より管理宿直を廃止する。廃止に伴い、夜勤帯に看護師不在になる日が出てくるため、今年度は夜勤の看護業務を見直し、介護職員の喀痰吸引のスキル向上、急変時の対応の研修を行う等、夜間緊急時に備えていく。

続いて、令和8年4月より夜勤配置を6名から5名にする予定となっている。夜勤帯での業務が滞ることのないよう7年度中に準備を進めていく。

また、LIFE(科学的介護)のフィードバックも開始されるため、利用者ケアに生かせるよう研修参加等を積極的に勧め研鑽を積んでいく。

### 介護部目標：

- ① ケアプランに沿って、個性や価値観、生活背景を踏まえ、一人一人に必要なケアを考え、自分らしく生活してもらえるように支援する。
- ② 人権・虐待を防止する研修を行い、様々な要因が重なりあって起こり得る身体拘束や虐待を未然に防げるように日々のケアの振り返りを行う。
- ③ 災害や緊急事態などの予期せぬ出来事に、介護サービスを中断することなく混乱を最小限に抑えながら平時よりBCPに対する意識を持ちケアに当たる。
- ④ 生産性向上(業務改善)を実践していくに当たり、無理、無駄、ムラをなくし、小さい力で最大限の効果が発揮できるように、ノーリフトケアの継続を含め、利用者のケアの質を安定的かつ継続的に保ちながら支援する。
- ⑤ ユニット数の減少(9ユニット→8ユニット)による居室調整で利用者の環境に対する心身の変化を適切なケアの提供で生活の質を守りながら、安全で安心した暮らしを支援する。

### 看護部目標：

- ① 利用者の健康管理の徹底や感染症予防対策に努め、利用者・職員の安心、安全な日々を確保していく。
- ② 利用者や家族への状況や病状について、随時、適切な説明や同意を得ながら誠実に対応していく。
- ③ 入所時から看取り介護に至るまで尊厳を持った対応を行い、最後まで穏やかな暮

らしを支援していく。

- ④ 職員の健康診断やメンタルヘルスを適切に行い、職員の健康の維持・管理を図る。
- ⑤ 夜勤体制の変更に伴う夜勤介護職員の不在に備え、現在介護職員は指導を仰ぎながら看護夜勤の練習を重ねている。更に観察能力の向上や緊急時にも対応できる介護職員の育成を図っていく。
- ⑥ 医務室看護職員の高齢化や勤務時間短縮のため、今後を踏まえ、他の看護職員が医務室業務を自律して実施できるように取り組んでいく。

#### 生活相談部目標：

- ① 利用者の尊厳が保持できるよう、利用者ひとりひとりの個性を大切に、尊厳ある暮らしを支えるための支援をすすめる。
- ② 利用者が日々の暮らしを安心して過ごせるよう寄り添う理解者として存在し、利用者の生活ニーズを代弁し、個別的なケアと日常生活を一体的に提供することで利用者の安心へとつなげていく。
- ③ 社会福祉法人に求められる地域貢献として、生活困難者レスキュー事業を積極的に取り組む。
- ④ 地域との関りや関係機関と連携を図り、社会資源の一つとしての役割を担う。

#### 機能訓練部目標：

- ① 入所者の運動機能にあった訓練計画を立案・実施し、機能低下の防止、維持に努める。
- ② ポジショニングやシーティングを行い、関節変形・拘縮の予防、褥瘡形成の予防、筋緊張緩和、呼吸状態や浮腫の改善に努める。また、多職種と情報を共有し適正性を高める。
- ③ 入所者の運動機能または自立度に応じてリフトなどの福祉用具を活用し、職員の身体的負担を軽減しながら安全なケアを提供できるよう多職種で協力していく。

#### 栄養部目標：

- ① 利用者に安全で楽しみとなる食事を提供する。  
高齢者が食べやすいように食事の固さや盛り付けに注意や工夫を心がけていく。
- ② 利用者ひとりひとりの状態把握に努めて、栄養状態改善を支援していく。  
利用者の状態(精神的・身体的)を各職種で情報共有し連携して対応を行っていく。
- ③ 災害時にも混乱なく提供ができるように委託業者と協力していく。  
スタッフに備蓄食料、提供の仕方などのマニュアルの把握・理解を深めてもらう。

## 2. 矢部大矢荘短期入所生活介護事業および介護予防短期入所生活介護事業所運営方針並びに事業計画

### 目標:

利用者の心身の状況、もしくはその家族の疾病やその他の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある利用者に対して、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供を行う。利用者本人の生活支援、また、その家族への介護軽減を行うことで在宅生活の継続が図れることを主たる目標とする。

### 運営方針:

- ① 利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に努め、日常的に必要な援助を行う。
- ② 認知症利用者の生活に刺激を与え、また尊厳のある生活を送ることができるよう支援する。
- ③ サービス提供が5日以上に及ぶ時は、短期入所生活介護計画に基づきケアを提供し画一的なものとならないように配慮する。
- ④ サービス提供は、基本的に指定介護老人福祉法に準ずる基準で行い、利用者・家族にサービスの提供方法について丁寧に説明を行う。
- ⑤ 利用期間中の健康管理に配慮し、異常がある場合は速やかに適切な対応を行う。特に感染症には注意を払い、初冬の利用にあたってはインフルエンザ予防接種の接種確認は必須とする。
- ⑥ 随時利用者および家族の苦情・相談等の対応に努める。必要時は関係機関・事業所・担当介護支援専門員との連携を図り、安心して短期入所利用および在宅生活が続けられるようにする。
- ⑦ 利用者の所持品の管理確認を徹底し、トラブルのない短期入所の利用ができるよう各部署の連携を図る。
- ⑧ 利用期間中および送迎サービス中の事故防止に十分に注意を払う。
- ⑨ 利用中に自然災害や施設内感染等の災害に見舞われた場合も、利用者・家族が介護困難な状態に陥らないよう入所スタッフと連携し、安全確保や受け入れの柔軟性を検討していく。

### 3. 矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」運営方針並びに事業計画

#### 目標:

生活に密着したサービスの提供

利用者が在宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の介護および機能回復訓練を行う。その人らしい生活を送る「尊厳ある暮らし」を目指し、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の向上、ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図っていく。

また、通所では稼働率の低下が喫緊の課題となっている。利用者から選ばれる通所とは何か、自己実現ができる通所とは何かをスタッフ一同で考え、サービスの質の向上に繋げていく。

#### 運営方針:

##### ① 在宅生活の維持に係るサービスの提供

地域との結びつきを重視し、関係市町村、保険者、居宅介護支援事業所等、その他サービス提供を行う他事業所と連携を図り、利用者が一貫したサービスを利用できるように努める。

##### ② 心身機能維持向上訓練・生活行為向上訓練に至る総合的な機能強化

居宅介護支援計画に基づき、居宅訪問や本人、家族、関連機関の各事業所との連携を密にし、個々の能力に合わせた計画を作成する。また、地域資源を有効に活用し、きめ細やかなサービスを提供する。

特に機能訓練においては、リハ専門職を中心に日常生活の自立ならびに介護負担軽減に効果的につながるような活動を提供する。

総合事業(通所型サービスA)については介護予防の強化を目標に掲げ、機能維持向上訓練、自立した生活の維持ができるような活動を取り入れていく。

事業所内のサービス以外にも社会資源を活用し、買い物やお出かけ等、利用者のニーズに応じたサービスを提供し、はりのある生活を支援する。

##### ③ 認知症利用者の受け入れ

早期診断、治療、介護の流れの中で、適時、適切な対応を行う。

中度、重度者の受け入れについては、医師、介護支援専門員との連携を取りながら、利用目的を十分に把握し、安全と安心を図っていく。

##### ④ 災害時の対応

デイ利用中、送迎中の大きな災害を想定し、シミュレーションや災害訓練、BCP 訓練を行っておく。利用者が帰宅困難となった場合の宿泊対応も視野に BCP 等の作成を行う。

##### ⑤ その他

利用者の急変時に備え、マニュアルの確認を定期的に行い、速やかにかかりつけ医や専門医療機関に受診に繋げる。

#### 4. 矢部大矢荘居宅介護支援事業所事業の目的及び運営の方針

##### 目標:

本事業所は、介護保険の理念に基づき、在宅の要介護者、要支援者に対し、ご本人、ご家族のとの信頼関係を大切にしながら住み慣れた地域での生活、自宅での生活が継続できるように支援することを目的とする。また、より質の高いケアマネジメントの推進に努力することを目標にする。

##### 運営方針:

1. 医療ニーズを有する利用者にあっては、入院時の医療機関への情報提供、退院後の在宅支援、日常の療養支援、看取り、急変時の対応等、状況に応じて、医療、介護の連携の要となるように情報交換、共有を図っていく。
2. ケアプランの作成に当たり、利用者の心身状況の特性を踏まえ、利用者、家族の意向を尊重しながら、情報分析と課題の整理を行い、利用者の自立支援に向け、適切なニーズの把握と相応するサービスが提供できるように、また、公正中立の立場から、フォーマル・インフォーマルを含めたサービスを計画していく。
3. ケアマネジメントを通じて、医療、介護、福祉の連携を進め、地域ネットワークの充実を目指していく。
4. 地域包括支援センターが開催する自立支援型地域ケア会議に参加し、地域課題を示し、行政サービスやインフォーマルサービスなどの社会資源の形成、地域包括ケアシステムの構築に関わっていく。
5. 専門職としての質の向上を目指し、事業所内研修の年間計画を作成して実施する。また、事業所外での研修の機会を活かし、自己研鑽に努める。
6. 介護支援専門員実務研修「実習」の受け入れに当たり、実習受け入れ態勢の強化と実習内容の充実を図り、介護支援専門員の育成に協力する。
7. 定期的な居宅会議を開催し、職員間及び事業所全体の情報共有と連携を図っていく。
8. 利用者、家族からの苦情については、真摯に受け止め、職員全員で対応策を検討する。直接的な申し出がない場合も想定されるため、相互に得た情報を躊躇なく職員間で共有できる環境をつくる。
9. 感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供していけるようにサービス事業との連携を図り、業務継続計画を策定して、体制を整備していく。
10. 近年、多様化する利用者の背景、環境において多職種連携による重層的支援が必要な事例への気づきと関係者への連携の働きかけなど、重層的支援体制の一員としての役割を果たしていく。

## 5. ケアハウス光露館目標・運営方針

### 目 標:

ここ数年地球環境(気候変動)の影響により食品等の物価高騰は様々な所で私達消費者に多大な影響を与えている。そのような中、県下で高齢者人口比率1位2位を争う山都町でも少子高齢化が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症や要介護高齢者など日常生活に不安を抱える人の増加が予想される。

今、高齢者が必要としているものは何か?人として生活する為にはどんな支援が求められているのか?高齢者の立場になって問題点を洗い出し、支援へと繋げていかななくてはならない。

そこで29年目を迎えるケアハウス光露館としてやるべきことは…

- ① 地域にお住いの高齢者の状況を把握し、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携を強化し、施設の良さや安心できる生活をしっかりと説明し十分理解して頂いた上で支援へと繋げていく。
- ② 入居者への支援を満足させるためには、職員の生活環境や仕事環境が大きく影響すると考えられる為、まずは職員の日々の様子をしっかりと見極め、困っていることや悩んでいることに一早く気づき、気軽に相談できる職場環境を作り上げる。
- ③ 施設も29年目となり、施設自体も老朽化が進んでいる。入居者が安心・安全で生活できる施設にすることは施設の重要な役割と考え、危険が及ぶ前に対策に繋げていく。

以上、3本柱を目標に掲げ、光露館職員一丸となり取り組みます。

### 運営方針:

- (1)入居者の人権を尊重し、自由でプライバシーが確保される安心した生活を援助していく。
- (2)感染症の種類や対策を明確にし、勉強会等を通して入居者へわかりやすく説明を行い、毎日の検温、手洗い・うがいの徹底を図り、健康管理に努める。
- (3)管理栄養士による栄養管理を行い、委託業者(日清医療食品)により、入居者個々の健康状態に合わせた食事を提供する。また、嗜好調査・食事検討会等でニーズを把握し、季節感のあるバラエティーに富んだメニュー、適温での食事を提供する。食事の雰囲気等にも配慮し特に毎月『楽しいランチ・感謝の日』を行ない、食事の楽しさを味わってもらう。
- (4)入居者の活力を高める為、体力面と精神面のリラクゼーションを図る。

- (5) 入居者の健康管理に配慮し、年一回の健康診断の実施や各医療機関受診等を援助する。また、介護予防に関する施策も取り入れていきながら、入居者の健康増進を図り、その予防や維持に努める。認知症の予防にも努め、その早期発見、受診等を支援する。
- (6) 介護保険対象の要支援・要介護の入居者に対しては、自立生活が維持できるように、介護保険制度を利用して、個々人にあった生活ができるよう支援する。
- (7) 常に居室は、自主的に整理整頓をしてもらい、快適な生活を送ってもらえるよう援助する。
- (8) 入居者の人格・人権を尊重し、ありのままを受け入れるよう努力し、入居者の相談に適切に対応しながら、精神的ケアに努める。
- (9) 入居者からの日々の意見の受付、また定期的な入居者懇談会の開催等から日常生活上でのニーズを把握し対応していく。また、苦情がある場合は、迅速且つ適切に解決するようにする。
- (10) 職員は毎月職員会議や職員研修を行なうと共に各種研修会等に参加し、専門職としての自己研鑽に努める。入居者や家族に対しては、専門的な立場から自覚を持ち、思いやりを持って接する。
- (11) 常にリスクマネジメントに配慮し、早期の対応や予防的対応を重視する。また年二回以上防災避難訓練(夜間想定・昼間想定)を行う。
- (12) 職員は業務上知り得た入居者及び家族の個人情報に関する守秘義務を遵守する。
- (13) 職員は、経費節減の観点から、省エネ・節水等に努める。
- (14) 施設における老朽箇所の洗い出しや修繕等を行い、安心安全な生活を支援する。

## 6. 生活困難者に対する支援事業

### 目標:

地域社会において様々な生活課題を抱える要支援者に対して、地域貢献活動として相談・援助活動や必要に応じた経済援助活動を実施することにより、緊急的な生活危機の回避・心理的不安の軽減・利用可能な制度への繋ぎになることを目標とする。

### 運営方針:

- ① コミュニティソーシャルワーカー（特養職員兼務）を配置し、生活困難者レスキュー事業として地域で生活課題を抱える方の相談に迅速に対応することで課題の解決に努める。
- ② 経済的援助の必要性を確認したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し施設長に報告する。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定し、支援に繋げる。
- ③ コミュニティソーシャルワーカーは、施設長の決済後、生活困難者に同行し、スーパーやインフラ関係、不動産業者、サービス提供事業者等に支払いを行い、その後熊本県社会福祉協議会のレスキュー基金で清算する。
- ④ 1 ケースあたりの現物給付による最長支援期間はおおむね1ヶ月とし、生活支援限度額は10万円以内とする。
- ⑤ 生活困難者は、支援後も繰り返し生活困難状態に陥ることが多いため、終結後の継続的なフォローやサポートを実施する。
- ⑥ コミュニティソーシャルワーカーは定期的に研修を受け研鑽を積み支援に生かす。
- ⑦ 物価高騰に伴い支援の限界を感じるため、生活支援限度額の見直しについて社会福祉協議会のレスキュー基金に増額の提案を行う。

## 7. 社会福祉の増進に資する人材育成事業

### 目標:

技能移転という趣旨で外国人人材を受け入れ、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力していく。国際協力を通じ、我が国の介護職の社会的評価の向上や介護サービスの質の向上に繋げる。

また、社会課題である介護・看護人材確保のため、法人として人材育成事業を実施する。

### 運営方針:

- ① 在留資格特定技能外国人及び外国人技能実習生の受け入れを実施する。
- ② 法人奨学金制度による資格取得の実施（介護福祉士実務者研修受講、看護師養成校受講等）